

ハラスメント・高齢者虐待防止の取り組みについて

A ハラスメントの取り組み

1. ハラスメントの定義

ハラスメントとは職場内・利用者との関わり、サービス提供事業者との関わり等職務を通してその就業中に身体的、精神的な攻撃などによって他者に不利益・ダメージを与えたり不愉快にさせることであり、パワハラ、セクハラ、モラハラ、ケアハラ等があげられる

- ① 職場にて優位的な感性に基づいて行われている
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動であること
- ③ 労働者の就業環境を害する言動であること

2. ハラスメントが発生する主な要因

- ① コミュニケーション不足による性別、年齢が加味されジェンダーギャップ、ジェネレーションギャップによる
- ② 個人の価値観の違い
- ③ 性別役割分担意識
- ④ 組織風土・職場環境
- ⑤ 業務量の配分が不適切

3. ハラスメント防止の為の具体的措置

- ① 相談窓口の設置（体制の整備）
- ② 事実確認を行う
- ③ 事業所のハラスメントに対する方針の明確化
- ④ 関係者に対するフォロー、処分を講じる
- ⑤ 再発防止策を実施する
- ⑥ ハラスメント防止検討委員会の設置（別紙）

4. 研修の実施

- ① 職員に対してハラスメント防止の為研修を実施する（基本的内容等）
- ② 刑法・民法の違反についての研修の実施
- ③ プライバシー保護の観点の研修
- ④ 相談等の対応や事後処理等に関する研修
- ⑤ 年に1回以上研修を行う
- ⑥ 新規採用時に必ず研修を実施する

5. 職員の責務

職員はお互いを尊重し、同じ仲間、社会人、介護職員として職業倫理を基本とし、職務遂行する。又、就業中に自分に限らずハラスメントを見聞きした場合は躊躇する事なく相談窓口を活用し、職場が健全な環境で個人の能力が発揮できる場所とする

6. 指針の閲覧

「ハラスメント防止為の指針」は求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。またホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする

7. その他

- ① 職員間では風通しよく、お互いに注意ができる環境づくり
- ② 本件の定期的な見直しと周知

B 高齢者虐待防止の取り組み

1 高齢者虐待の定義

(1) 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること

(2) 介護・世話に放棄放任

高齢者を衰弱されるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく行うこと。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をして通してわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること。その他該当高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待防止のための具体的処置

(1) 苦情処理の窓口・相談窓口の設置

(2) 虐待防止検討委員会の設置 (別紙参照)

①事業所は、虐待発生防止に努める観点から「虐待防止検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

②委員会は、定期的(年2回以上)かつ必要に応じて担当者が招集する。

③委員会は次のような内容について協議するが、詳細は担当者(事業所の責任者)が定める。

ア 虐待の防止のための職員研修の内容等に関する事

イ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事

ウ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切におこなわれるための方法等に関する事

エ 虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事

オ 再発防止策を講じた際に、その効果及び評価に関する事

(3) 職員研修の実施

①職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待の防止に関する基礎的内容等(適切な知識の普及・啓発)と併せ、事業所における虐待防止の徹底を図るものとする。

②次のプログラムにより実施する

ア 高齢者虐待防止方の基本的考え方の理解

イ 高齢者権利要望事業及び成年後見制度の理解

ウ 虐待の種類と発生リスクの事前理解

エ 早期発見・事実確認と報告等の手順

オ 発生した場合の改善策

③研修開催は、年1回以上とし、新規採用時には必ず実施する

④研修実施内容については、出席者、研修資料、実施概要等を記録する

(4) その他の取り組み

①提供する居宅サービスの点検と、虐待に繋がりがかねない不適切なケアの発見・改善

②職員のメンタルヘルスに関する組織的な対応

③本指針等の定期的な見直しと周知

3 職員の責務

職員は、家庭内における高齢者虐待は外部からの把握が難しことを認識し、日頃から虐待の早期発見に努める。また、サービス提供先において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は担者に報告し、担当者は速やかに区市町村へ報告しなければならない

4 指針の閲覧

「高齢者虐待防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。

またホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附則 本指針は、令和6年4月1日から施行する。